

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月30日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市北区堂島1-5-17堂島グランドビル9階	
氏名 鉄建建設株式会社 大阪支店	
常務執行役員支店長 山田 秀雄 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0663435531	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鉄建建設株式会社 大阪支店 管轄内事業場
事業場の所在地	管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 26,864,000千円
③従業員数	210人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	845.80 t	0.35 t
	(これまでに実施した取組) ・解体工事等における分別解体、リサイクルの推進 ・新築、新設工事における発生抑制、分別排出の徹底 ・適正処理の推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	422.90 t	0.32 t
	(今後実施する予定の取組) ・解体、改修工事前の調査を実施 ・石綿含有建材等への対応 ・PCBへの対応		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くず、廃プラスチック類を分別すると共に建設汚泥のリサイクル率の高い中間処理業者の選定。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・石綿含有廃棄物が他の廃棄物に混入しない様に養生・保管を徹底し排出。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
12.60 t	2.20 t	0.90 t	414.82 t

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
11.34 t	1.98 t	0.81 t	373.34 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物				
86.45 t	t	t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物				
77.81 t	t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	845.80 t	0.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	8.80 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	845.80 t	0.35 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理委託業者を選定し委託基準に沿った委託契約書の内容を確認の上、支店長の承諾を得て各事業場で契約を実施		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
12.60 t	2.20 t	0.90 t	414.82 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
12.60 t	2.20 t	0.90 t	414.82 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物			
86.45 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
86.45 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	422.90 t	0.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.40 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	422.90 t	0.32 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストでの運用を図る。 ・建築の新築工事における建設混合廃棄物の排出量を抑制する。 ・建設汚泥の再資源率(縮減を含む)を向上する。 ・土木工事の建設廃棄物のリサイクル率を向上する。			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
11.34 t	1.98 t	0.81 t	373.34 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
11.34 t	1.98 t	0.81 t	373.34 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

建設系混合廃棄物			
77.81 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
77.81 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

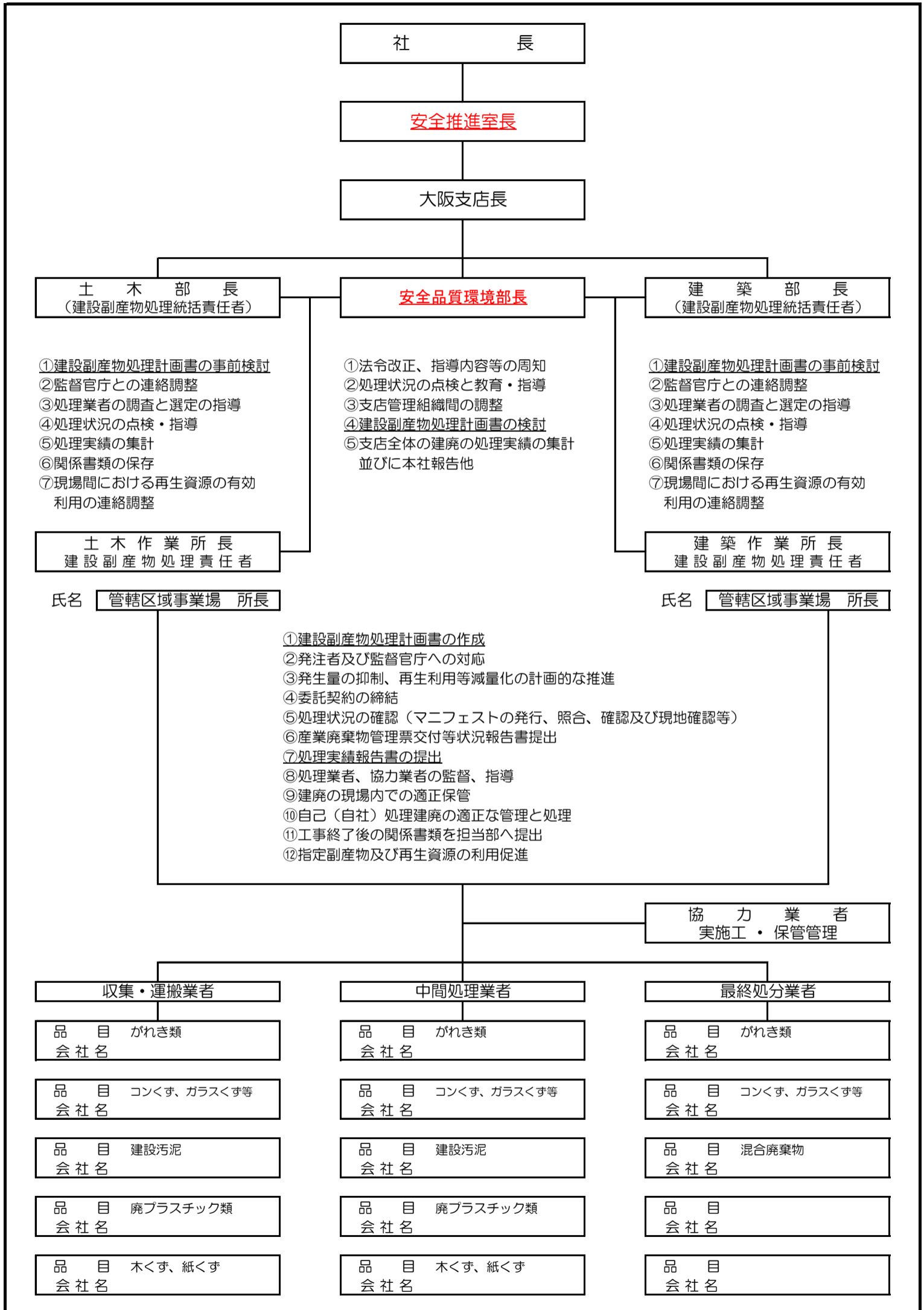
## 別添 1 処理工程図

### シールド工事(函渠)

- ・がれき類(コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら)  
⇒中間処理業者に破碎の委託し再生砕石として再生資源化
- ・廃プラスチック類⇒中間処理業者に選別, 破碎, 圧縮成形の委託しプラスチック原料, 固形燃料化として再資源化
- ・建設汚泥⇒中間処理業者に脱水, 造粒固化の委託し再生改良土として再生資源化
- ・紙くず⇒中間処理業者に焼却の委託⇒焼却灰を埋立最終処分
- ・木くず⇒中間処理業者に破碎の委託しチップとして再生資源化
- ・木くず(再資源化が難しい状態の物)⇒中間処理業者に焼却の委託  
⇒焼却灰を埋立最終処分
- ・がれき類(その他のがれき類)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、混合廃棄物⇒最終処分場で埋立処分

別添2 管理体制図

建設副産物管理組織表



(注) 再生資源利用については図中の下線部を再生資源利用促進又は再生資源利用と読み替える。